

あたたかいご寄付をありがとうございました

HP掲載用

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ(所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ)申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けられます。

(平成28年1月受付分) *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭預託】

<福祉推進のために>

- 及川 武様(花月町)164回目 5,000 円
- 石沢 徳司様(端野町) 50,000 円
- ことぶき大学38期おどり様(北見市) 3,000円
- 北見スコティッシュ・ダンス・サークルハイランド様(北見市) 745円

<故人が生前お世話になったため>

- 栗田 美子様(端野町) 30,000 円
- 中野 敏夫様(神奈川県) 50,000 円